

写

広労発基 0804 第 3 号
令和 5 年 8 月 4 日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
釜石 英雄

広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金
の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 6 月 23 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン広島県支部支部長
香西真から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づ
き、別添のとおり、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金
の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の
有無について、貴会の意見を求める。